

## 第40回口頭弁論 資料

2024年6月18日(火) 14時 開廷

- 12:30～ 原告集合（裁判所ロビー）
- 12:30～12:50 私たちで原告席抽選カードを原告に配布
- 12:50～13:00 私たちで抽選し原告席の出頭券を手渡し
- 13:00 一般傍聴希望者、支援者集合
- 13:15～13:30 裁判所による抽選券配布（傍聴者用）
- 13:30 裁判所が抽選し傍聴券を交付
- 13:45～ 原告・弁護団・支援者で裁判所門前まで歩む
- ※抽選に外れて法廷に入れない方は、美術館講堂でお待ち頂けます。
- 14:00～ 開廷（最終弁論）  
（冒頭、カメラが入り撮影が行われる）
- ・原告2名が口頭で陳述、原告側弁護団が口頭で陳述、
  - ・判決言い渡し期日の指定
- 15:10頃 閉廷
- |            |
|------------|
| 移動（徒歩8分程度） |
|------------|
- 15:25頃～ 報告集会（愛媛県美術館講堂—松山市堀之内にて）
- ・記者会見
  - ・弁護団及び意見陳述した原告からの報告
  - ・質疑
- 16:30頃 終了

伊方原発運転差止訴訟原告団・伊方原発をとめる会

## 伊方原発運転差し止め訴訟、仮処分の経過

(途中、四角の枠内は仮処分の経過／敬称略)

2011年12月08日 第1次提訴(原告300人)

弁護団長は薦田伸夫、事務局長中川創太。

原告共同代表は、須藤昭男、近藤誠、遠藤素子、渡部寛志の4氏。本訴訟は被告を四国電力とする原発の運転差し止めを求める民事訴訟である。

2012年03月28日 第2次提訴(原告322人) 累計原告数は622人に。

原告共同代表に、古谷和夫、松尾和子、山下正寿、内田淳一、服部敏彦、野口卓の6氏が加わり計10名に。

2012年05月29日 第1回 口頭弁論

弁護団陳述 河合弘之(地震列島の原発の危険性と「原子カムラ」の告発)

薦田伸夫(安全神話とそれに追随した過去の司法への批判)

原告の陳述 須藤 昭男(牧師、福島県出身者として故郷の悲しみを訴え)

近藤 誠(八幡浜市在住、3・11後の近隣住民の不安など)

2012年09月25日 第2回 口頭弁論

弁護団から 薦田団長の求釈明の陳述等

原告の陳述 渡部寛志(南相馬市から避難の農業従事者としての苦悩の訴え)

松浦秀人(原爆被爆者として原発事故による低線量内部被曝の脅威の訴え)

村田 武(農漁業等の被害の甚大さを学者・研究者の立場から説明)

2013年01月29日 第3回 口頭弁論

弁護団から 薦田団長などが準備書面の要旨を陳述。

原告の陳述 野中玲子(福島の避難者支援の経験と子育て中の母親の思いを語った)

山崎秀一(高知県在住の原告として伊方原発への不安感を語った)

安西賢二(僧侶として原発の反倫理性を語り稼働阻止を訴えた)

2013年04月30日 第4回 口頭弁論

弁護団から 裁判長の交代に伴う弁論更新手続きの中川弁護士の陳述、

準備書面(7)～(10)の要旨陳述(今川弁護士、薦田弁護士)。

原告の陳述 河野康博(大分でも事故発生の場合の被害は甚大で不安の訴え)

服部敏彦(徳島在住の科学者として原発の危険性を原理的に説得)

2013年07月16日 第5回 口頭弁論

弁護団から 準備書面を山口弁護士、求釈明申立書に関わって薦田弁護士の陳述、

原告の陳述 中川悦良(元愛媛県会議員)閉鎖性水域で唯一の伊方の危険性解明等

山下正寿(元高知県高校教諭)ビキニ被曝の海洋汚染隠蔽の調査からの批判

堀内美鈴(松山市在住)福島住民の声を聴く県内集会を開催して

2013年08月20日 第3次提訴(原告380人、累計1,002人)

原告共同代表に、松本修次さん、益田紀志雄さん、水野真理子さんの3人を加えて13名に。

2013年10月29日 第6回口頭弁論

弁護団から 岡村 眞(断層研究)、都司嘉宣(古文書に見る地震)両意見書による陳述。

原告の陳述 曾根康夫(医師として低線量・内部被曝の危険性を告発)、

望月佳重子(井伏鱒二など文学における被ばく問題からの訴え)

2014年03月11日 第7回口頭弁論

弁護団から 藤原意見書(制御棒挿入問題)、長沢啓行意見書(耐震計算の過小評価)。

原告の陳述 アーサー・ビナード（詩人として日本語の詐欺的用法の放射能汚染隠蔽を告発）  
大崎義治（大洲市在住、原発周辺住民としての訴え）

2014年06月24日 第4次提訴（原告336人）累計原告は1338人。

四国内95の全市町村に原告。原告共同代表に齊間淳子（八幡浜市在住）、田村栄子（広島市在住）を加えて代表15名に。新たに、坪井直（広島被団協）、谷口稜輝（長崎被災協）、肥田舜太郎（被爆医師）、田中熙巳（日本被団協）、辛淑玉（シンスゴ）なども原告となる。

2014年07月08日 第8回口頭弁論

弁護団から 裁判官交代による弁論更新手続き。準備書面18～31の提出。  
内山弁護士の基準地震動に関わる法廷でのプレゼンテーション

原告の陳述 長生博行（伊方町民としての不安と願い）

2014年10月28日 第9回口頭弁論

弁護団から 第4次提訴の併合による訴状と答弁書の陳述、準備書面32～34を陳述

原告の陳述 高橋博子（子育て真っ最中の母として歴史家として被ばく問題を追及）

2015年02月10日 第10回口頭弁論

弁護団から 準備書面35～37の陳述、法廷で映画「日本と原爆」の一部を上映

原告の陳述 益田紀志雄（被爆者であり医師である立場から原発災害を告発）

和田 幸（養護学校の元教員として災害弱者の苦難を訴え）

2015年04月21日 第11回口頭弁論

弁護団から 準備書面38～42の陳述 南・内山両弁護士による法廷でのプレゼンテーション

原告の陳述 齊間淳子（伊方原発が計画された当初から長年にわたって反対を訴えてきた）

2015年07月14日 第12回口頭弁論

弁護団から 準備書面43～47の陳述、四電は準備書面8をそれぞれ陳述

原告の陳述 森瀧春子（ウラン採掘から始まる世界の核ヒバクシャの問題と伊方原発の危険性）

遠藤素子（伊方町の隣の八幡浜市の議員であり元高校教師であった立場から）

2015年09月08日 第13回口頭弁論

弁護団から 準備書面48～51の陳述、四電は準備書面9をそれぞれ陳述

原告の陳述 徳弘嘉孝（人間を痛めつける核エネルギーの撤退を訴えた）

向井公子（福島事故による被ばくを避けて転居した体験から）

2015年11月24日 第14回口頭弁論

弁護団から 準備書面52～55を陳述

原告の陳述 越智勇二（原発事故の公害性を水俣病と比べつつ体験を語った）

渡部伸二（再稼働容認の県議会と原子力防災訓練を住民自治の視点で批判）

2016年01月19日 第15回口頭弁論

弁護団から 準備書面56～57を陳述

原告の陳述 松尾京子（原発問題を考え続けてきた母として県議会や避難訓練を厳しく批判）

三家本美登里（自然環境を擁護しつつ原発建設や再稼働に反対する思いを語った）

2016年03月22日 第16回口頭弁論

弁護団から 準備書面58を陳述予定

原告の陳述 松井勝成（広範な地域の水が汚染される問題及び避難出来ない実態を語った）

渡邊智子（保養プログラムの中で親たちの声を聴き子ども達の状況を示した）

2016年05月31日 第17回口頭弁論

弁護団から 準備書面59～68を陳述

原告の陳述 立川百恵（命を考え常に後始末を考える主婦の目線で原発の危うさを指摘

草薙順一（原発訴訟の司法消極主義を批判し住民を不安の奴隷にせぬよう訴えた）

2016年08月02日 第18回口頭弁論

弁論更新 弁護団から 準備書面69を陳述

原告の陳述 宮本 恵（核発電を止めることが平和への第一歩と伊方原発の運転停止を求めた）  
外京ゆり（被曝の危険を延べ過酷事故の恐れがある伊方原発の廃炉を切望した）

2016年05月31日 伊方原発3号炉運転差止仮処分を松山地裁へ申請 債権者（申立人）12名

2016年07月26日 伊方原発3号炉運転差止仮処分 第1回審尋（松山地裁）

2016年09月14日 伊方原発3号炉運転差止仮処分 第2回審尋（松山地裁）

2016年09月27日 伊方原発3号炉運転差止仮処分 第3回審尋（松山地裁）

申立人側からのプレゼンテーション

佐藤暁さん（国際基準等に詳しい専門家）、長沢啓行さん（基準地震動等に詳しい専門家）

甫守一樹弁護士（伊方原発の基準地震動の問題点）、大河陽子弁護士（原発事故の被害の問題）

2016年10月12日 伊方原発3号炉運転差止仮処分 第4回審尋（松山地裁）

四国電力側から社員2名のプレゼンテーション

2016年11月02日 伊方原発3号炉運転差止仮処分 第5回審尋（松山地裁）

申立人側からのプレゼンテーション 海渡雄一弁護士 岡村眞さん 長沢啓行さん

2017年07月21日 伊方原発3号炉運転差止仮処分申立却下決定（松山地裁）

弁護団とめる会連名で「伊方3号炉松山地裁仮処分決定についての声明」

伊方仮処分（松山地裁）決定報告集会で「松山地裁の仮処分却下に対する抗議決議」

2017年08月04日 仮処分決定に対する即時抗告

高松高裁あて即時抗告申立書を松山地裁へ提出（申立人10人）

2017年11月16日 伊方3号炉運転差止仮処分の抗告審 第1回審尋（高松高裁）

2018年02月13日 伊方3号炉運転差止仮処分の抗告審 第2回審尋（高松高裁）

2018年06月05日 伊方3号炉運転差止仮処分の抗告審 第3回審尋（高松高裁）

申立人側からのプレゼンテーション 岡村眞さん、長沢啓行さん

2018年07月14日 伊方3号炉運転差止仮処分の抗告審 第4回審尋（高松高裁）

2018年11月15日 伊方3号炉運転差止仮処分の抗告審 棄却決定（高松高裁）

弁護団、とめる会連名で「伊方3号炉高松高裁即時抗告審決定についての声明」

2019年03月11日 第5次提訴（原告86人、累計原告1,424人）

2019年07月04日 第19回口頭弁論

弁論更新 弁護団から準備書面70を陳述

原告の陳述 松浦秀人（原発停止を求める国民的願いから裁判所に正義と決断力発揮を訴えた）

内田知子（市民として憲法の役割を知り裁判官に良心と憲法による判断を求めた）

渡部寛志（避難による家族分散の悔しさと原発と共に生きたくない思いを語った）

2019年11月28日 第20回口頭弁論

弁護団から 準備書面71を陳述

原告の陳述 立田卓也（地域住民の交流は国富でありこれを壊す原発事故を許せないと訴えた）3

泉 京子（3・11を東京で体験して原告となり原発のない平和な暮らしを求めた）

2020年02月27日 第21回口頭弁論

弁護団から 準備書面72～75、火山問題でプレゼンテーション。

原告の陳述 大池ひとみ（乗務した航空機と原発を比較し絶対安全でない原発の廃炉を訴えた）

2020年06月09日 第22回口頭弁論

弁護団から 準備書面 76～79、火山問題でプレゼンテーション2回目。

- 原告の陳述 西川則孝（有機農業の体験から原発楽観論を批判し、伊方原発で事故を許さぬ判決を求めた）
- 2020年10月6日 第23回口頭弁論  
弁護団から 準備書面80～82を陳述  
原告の陳述 森井正基（障害を生み出す放射線障害を許せないとし、原発をなくすよう求めた）  
土居立子（原発拒否の県に育ち、農家の立場から、原発を許さない思いを伝えた）
- 2021年01月26日 第24回口頭弁論  
弁護団から 準備書面83, 84を陳述  
原告の陳述 加藤廣志（MOX燃料の特別な危険や放射性廃棄物の処理の困難性などを指摘した）  
二宮美日（故郷の歴史も文化も奪いかねない原発の危険を訴え、歴史に残る判決を求めた）
- 2021年04月15日 第25回口頭弁論  
弁護団から 準備書面85から87を陳述  
原告の陳述 浅野修一（避難計画不備と立地自治体の問題性に触れ、原発が稼働しない社会をと訴えた）
- 2021年07月15日 第26回口頭弁論  
弁護団から 準備書面89から92を陳述  
原告の陳述 葛目 稔（宗教に関わる者として、人の命に関わる原発稼働について運転停止を求めた）
- 2021年11月02日 第27回口頭弁論  
弁護団から 準備書面93から94を陳述  
原告の陳述 河野修三（原発事故時の自治体の避難計画の実効性の無さを解明し運転停止を求めた）
- 2022年02月24日 第28回口頭弁論  
原告の陳述 平谷敏子（身障者の子を持つ母として原発事故時の避難への不安の訴えた）  
宇都宮 理（鳥インフル防疫業務従事の地方公務員として避難の究極の困難性を訴えた）
- 2022年06月21日 第29回口頭弁論  
弁護団から 裁判官の交代による弁論更新に際しての意見を陳述  
原告の陳述 須藤昭男（福島出身の立場から故郷の知人から聞き取った惨状を訴え、運転停止を求めた）  
大野恭子（全国初の原発裁判の歴史に触れつつ、障がい者施設での避難の困難性を訴えた）
- 2022年09月29日 第30回口頭弁論  
弁護団から 準備書面99、同100（98）の補足説明をプレゼン  
原告の陳述 清水あや子（伊方町住民として原発をやめ子どもたちに安全な町を手渡したいと訴えた）  
関根律之（核のゴミを出す原発でなく再エネに転換しての地球温暖化対策を求めた）
- 2022年10月20日 第6次提訴（原告87人、累計原告1515人、後日重複除外し1502人に訂正）
- 2022年12月13日 第31回口頭弁論  
弁護団から 証人の採否につき学者・住民を含む申請者全員の採用の必要性を訴える意見を陳述  
原告の陳述 塩川まゆみ（福島の事故体験から原発事故は最大の人権侵害と訴え、運転停止を求めた）

2023年03月14日 第32回口頭弁論

弁護団から 準備書面 103 (地震関係)、104 (火山関係) 陳述

原告の陳述 北村親雄 (妻の遺志を受継ぎ息子と新たに原告となる)

垂水正和 (宗教者として 命を脅かす原発に反対する)

2023年04月20日 第33回口頭弁論 (証人尋問)

原告側証人 渡部寛志 (福島県南相馬市出身、福島原発事故後、愛媛へ避難、原告)

長生博行 (伊方町生まれ、養蜂業、原告)

2023年05月23日 第34回口頭弁論 (証人尋問)

原告側証人 上岡直見 (環境経済学者)

2023年06年20日 第35回口頭弁論 (証人尋問)

原告側証人 芦田 譲 (京都大学名誉教授、物理探査)

町田 洋 (東京都立大名誉教授、地理学者、火山学者)

2023年08月22日 第36回口頭弁論 (証人尋問)

被告側証人 松崎伸一 (四国電力土木建築部長)

森伸一郎 (愛媛大学教授、地震工学)

2023年10月10日 第37回口頭弁論 (証人尋問)

原告側証人 巽 好幸 (神戸大学名誉教授 地球科学、マグマ学)

被告側証人 奥村晃史 (広島大学特任教授 地震地質学)

2023年11月21日 第38回口頭弁論 (証人尋問)

被告側証人 中川俊一 (四国電力原子力本部 伊方発電所 品質保証部長)

2023年12月12日 第39回口頭弁論 (証人尋問)

原告側証人 野津 厚 (国立研究開発法人「海上・港湾・航空技術研究所」港湾空港技術研究所地震防災研究領域長)

原告側証人 佐藤 暁 (原発コンサルタント)

2024年6月18日 第40回口頭弁論 (最終弁論)

原告の陳述 須藤昭男

大野恭子

弁護団から 薦田伸夫

# 意見陳述書

2024（令和6）年6月18日

原告 須藤昭男

私は、原告共同代表の須藤昭男といます。このたび、原告を代表して裁判長のまえで、意見陳述できますことを感謝しております。

## I) 私と原発のことを申し上げさせていただきます。

私は福島県会津の出身です。東京電力福島第一原発の立地しております浜通り地方より西に約100キロ離れた会津地方の農林業の家庭で生まれ育ちました。会津は1000円札の肖像・野口英世の生誕地であり、明治維新、戊辰戦争では白虎隊の活躍、激しい戦闘が行われた地です。子どものころ「家を建てようとしたら戊辰戦争の不発弾がでてきた」という話を聞いたことがあります。先祖は戊辰戦争に従軍、戦死しており「郷土愛と義に生きる」ことの大切さを教えられ育ちました。私は牧師ですが、キリスト教の背景は全くなく、仏教儀式には極めて熱心な家庭環境のなか大学進学まで育ったのです。

学生時代の1960年代は、池田内閣の所得倍増計画で世の中は沸いていました。新幹線計画・高速道路の整備と経済成長の著しいなかでした。そのような中で、人間の幸せとは何かということを実際に考え、経済が豊かになることが人間を本当にしあわせにするのか、議論し模索追求するなかで行き詰まり、絶望のどん底でキリスト教と出会いクリスチャンになりました。

大学卒業後一般企業で働いたのですが、自分の生涯をキリスト教伝道に用いて人のため、世のために生きようと牧師の道を志し、学び、備え、52年前の1972年4月8日愛媛県松山市にキリスト教会設立のために来ました。愛媛県や松山市には親戚や知人は無く、住民登録を済ませ城山の天守閣を見上げたとき、言い知れない孤独を感じたことを思い出します。そのような中で牧師生活、キリスト教伝道活動を陰ながら応援しサポートして下さった夫妻がありました。その方は東京電力の原発部門の重責を担っておられる方でした。また教会によく通い、原発に興味をもち、将来原発で働くことを夢みている青年がいました。彼は今も「夢が叶った」と喜んで伊方原発で働いています。私は、このようなことから原発には何一つ違和感もなくむしろ原発は素晴らしいと思っていました。

## II) 故郷福島での未曾有の原発事故が起こったのです。

テレビから流れる悲惨な映像と東北訛りで叫ぶ悲痛な声、何が起きているのか見当が付きませんでした。マグニチュード9.0という未だかつて経験したことのない大地震が東日本を襲い、甚大な被害が発生、東京電力福島第一原発では筆舌に尽くし難い事故が起こっていることを知りました。それは

- ※3月12日 1号機 メルトダウン 水素爆発
- 2号機 メルトダウン
- ※ 14日 3号機 メルトダウン 水素爆発
- ※ 15日 4号機 検査中で停止していたが 水素爆発

事故が起きたとき、現場責任者であった吉田所長は、今まで経験したことはない原発事故の恐ろしさを調書で「2011年3月15日早朝、完全に燃料が露出しているにも関わらず、減圧もできない、本当にここだけは思い出したくないところです。死んだと思ったんです、東日本壊滅だ。」と語っています。このことを記した吉田さんはお亡くなりになっています。遺言のように記したこの出来事の事実から事故の凄まじさをしっかりと受け止めたいと思います。「東日本は壊滅だ」北は盛岡、南は東京を超え神奈川に至る半径250キロ圏の避難を意味し、国家存亡の危機を意味しています。

この危機を救ったのが2号機・4号機の奇跡と言われる出来事です。2号機は、メルトダウンにより格納容器の圧力が上昇し、格納容器が爆発して大量の放射能が放出されることが懸念されましたが、格納容器の圧力抑制室の一部に亀裂が入ったようで格納容器の圧力が抜け、放射性物質の爆発的大量放出を免れたのです。

さらに4号機も奇跡的に爆発が免れている事を知りました。4号機は大量の使用済み燃料を保管していた使用済み燃料プールの水が蒸発して、使用済み燃料が溶融し、半径250キロ圏の避難を要する危機・東日本壊滅が懸念されましたが、たまたま原子炉キャビティに残されていたプールの水が蒸発して、使用済み燃料プールに流入したため危機を免れることができたのです。この4号機の奇跡を樋口英明元福井地裁裁判長は「凄まじい奇跡、神様を信じない人でも信じたくくなるような奇跡です。」(2020年12月10日京大の講演会で)と語り図解しながら説明しています。

このように、奇跡が起こった東京電力福島第一原子力発電所の事故でしたが、福島には甚大な事故被害をもたらし、今でも筆舌に尽くし難いものがあります。私は、「福島を繰り返すな、福島に流された血と涙を忘れるな」この一つの願いで原告として今日まできました。

薦田伸夫弁護士より、2024(令和6)年6月18日が結審の見通しとなったとのことで、最後の意見陳述を求められ「はい」とお引き受けしたのです。しかし、「自分は福島県出身者として、あの悲惨さを、この愛媛に繰り返してはならない」と伊方原発運転差止と廃炉を叫び、被災地を視察、避難された方々の仮設住宅を訪問してきました。それがコロナで中断、久しく被災地や被災者の方々にはお会いしていません。このままで最後の意見陳述に臨むことは申し訳ない、もう一度あの被災地をこの足で踏み、この目で見、「助けてくれ」「待っている」そう叫びあいながらも放射能にさえぎられ多くの方が無念の死をとげた請戸の浜に立ち、最後の意見陳述に臨みたいと思いました。



去る5月7日に松山を出発、東京電力福島第一原発の被災地を訪ね、この足で踏み、この目で見、耳で聞いたことを申し上げたいと思います。

原発事故が起こったとき、福島県は県政史上初めてとなる避難命令を出すのです。\*東京電力福島第一原発3キロ圏内の住民に避難命令を出します。

3キロが10キロに、10キロが20キロにと拡大して大混乱の中に避難してゆくのです。そのような事故が起こったとき、「現地の人はどうな気持ちであっただろうか」と知りたく思いました。失礼になってはならないと言葉を選びお話しているうちに、重い口を開いてくれました。「あのときは、何がおこったか見当がつかなかった。戸惑ったというのが正直なところだ。」「え！なぜ」

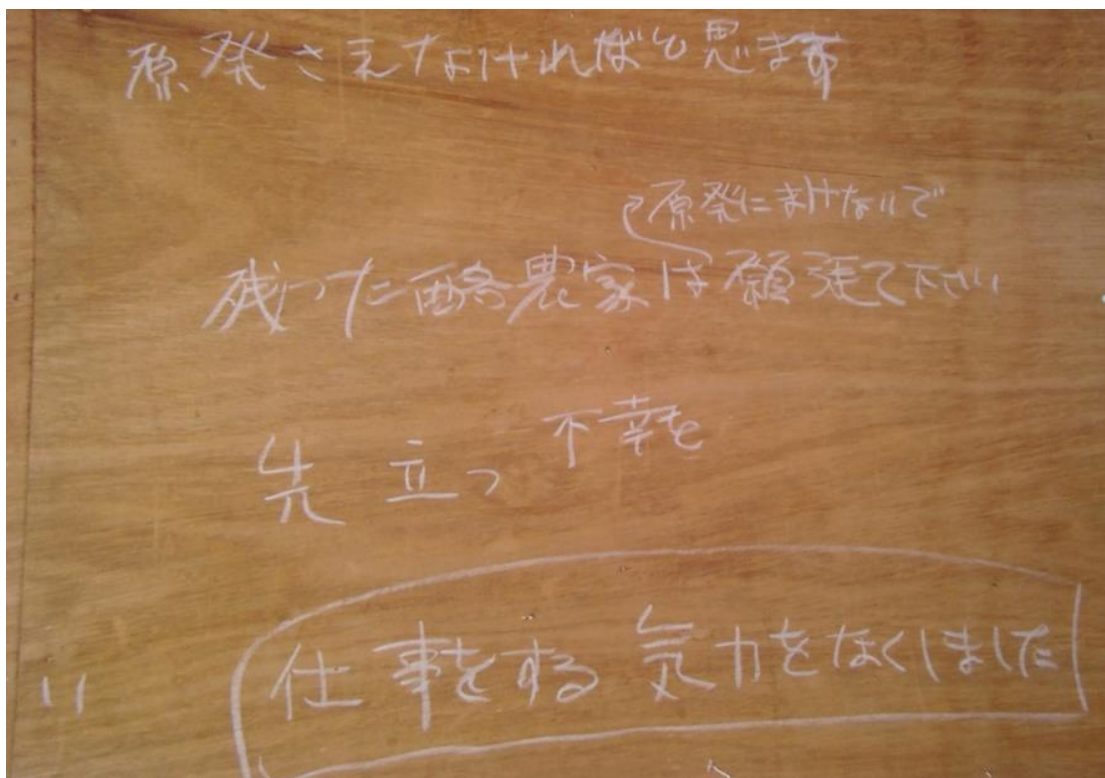
東京電力が立地住民に説明し続けていたことは、

※原発は絶対に安全です。

※原発は五重の壁（燃料ペレット・燃料被覆管・原子炉圧力容器・格納容器・外部遮へい壁）で守られており絶対に安全です。

この説明を繰り返し聞かされていたのです。そのうち原発は明るい未来のエネルギーであり、事故などおこらない、「原発安全神話」が浸透していたのです。福島原発事故、悲しく惨いできごとは枚挙にいとまがありません。

◆この写真をみてください。酪農家の方が牛小屋のベニヤ板に「原発さえなければ」と書き残し妻子を残し自死したのです。



◆これは、牛たちは飼い主が避難、食べ物がなくなり、牛小屋の柱を食べ飢えをしのごうとしたのです。力尽きて餓死、その骨です。



避難指示区域外から各地に移り住むことを「自主避難」といいますが、自主的に、好きで避難しているのではないのです。「見えない放射能の恐ろしさに追い出された。」という事実を忘れないでください。

福島県の発表によると2023年12月現在

※県内外への避難者は2660名 ※直接死・関連死 3945名

※悲しいことに自死者は119名にのぼっているのです。

避難先での慣れない生活をしながら死んでいった人、放射能への無理解のためにいじめなどで今も苦しんでいる人々があるのです。

### Ⅲ) 復興の声が聞こえる中での被災地の実態は

32回東京オリンピックを前に(2020年の予定、コロナで一年延期)復興・再生のかけ声が鳴り響いていたことです。復興、再生は今も聞こえてきます。

「福島民友」という新聞は、震災・原発事故から13年を迎え「避難12市町村の首長に聞く」を企画していました。行政のトップに相応しく厳しいなかにもビジョンを語っていました。誰しも復興を願わない者はいません。しかし福島を訪れたとき、復興とその現実の厳しさを見せ付けられました。

私を案内してくれた方が「是非、見てもらいたいところがある」といってJR常磐線双葉駅まえに案内してくれたのです。この場所は復興オリンピックの聖

火ランナーのスタート地点、復興のシンボルと位置付けられた場所です。JR常磐線双葉駅舎と周辺はまばゆいばかりに実に立派なもので驚きました。

しかし、車で2~3分しますと景色は一変しました。荒涼たる風景なのです。朽ち果てた家、うっそうとした中に見えてきた大きな建物「あれが双葉高校ですよ」、当然生徒さんの姿などない。住宅街と思われるところを少し走ると「見てください、あれが双葉病院です。避難できなかった多くの入院患者さんが悲惨な死をとげたのです。」病院の建物が無残な姿をさらしていました。「これで何が復興だ」と呟いた知人の言葉が忘れられません。声高に聞える復興の陰に、現実を見せられました。13年経過してもこれが、原発事故福島の実態であり、この現実には原発が事故を起こすとどうなるのかを無言のうちに語りかけ警告しているのではないのでしょうか。

復興と言う陰で

① 問題の根源、原子炉の廃炉はどうなっているのでしょうか。

2024（令和6）年3月16日の「朝日新聞」は、「示せぬ廃炉後、たまる廃棄物」という見出しが大きく踊っていました。福島第一原発事故から13年経過した今も廃炉の見通しは立っていないのです。複雑に損傷している原子炉よりデブリを取り出す作業は容易ではありません。仮にデブリを取り出せたとしても何万年も保管しなければならないのに何処に、どのように保管するのでしょうか。これからの将来世代の人々に対して無責任というものではないのでしょうか。原発に経済効果などありません。原発は、人々を救うのではなく人々を苦しめているのです。

② 復興と言う陰で

膨大な汚染水問題はこれでいいのでしょうか。汚染水ではない、ALPSで処理された処理水であるといっていますが、処理したと言いましてもトリチウムは取り除くことができません。ヨウ素129、ストロンチウム90、炭素14、セシウム137など原発由来の放射性物質が含まれているのです。

試験操業を続けながら漁のできる日を待ちわびていた漁師さんたちとの約束を思い出してください。「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない。」と約束を結んでいたのです。しかし漁師さんたちが強く反対したにも関わらず、2023年8月海洋放出を強引におこなったのです。「東電はウソを言っている」と言いこの世を去った浪江町元町長馬場さんの言葉を思い出したことです。長年続けてきた生業の漁師、耐え待ち続けた12年間を踏みにじりIAEA（国際原子力機関）を錦の御旗のように掲げ海洋に流す行為は許されるものではないと思うのです。

③ 復興と言う陰で

子どもや青年の甲状腺ガンの深刻な問題を見落とさないでください。福島第一原発事故の後に、福島では「甲状腺ガン」になり人生を変えざるを得なかった子供たちがたくさんおられるのです。原発事故と甲状腺ガンの関係を問題に

取り上げるマスコミは少ないのです。

子どもの甲状腺ガンは年間100万人に1~2人しか発生しないのですが、福島県では2011年3月の原発事故後38万人の子どもから300名以上の小児甲状腺ガンが発見されているのです。この数字は通常のガン統計をもとに推計した有病率とくらべると「数十倍高い」のです。

復興一色にそまるなかで「甲状腺ガンの事実は復興に水を差す」存在として扱われているようで、新聞やTVで取り上げられることはあまりありません。メディアが「甲状腺ガンが増えている」と報道しただけで、苦情やバッシングが殺到するそうです。甲状腺ガンは子どもたちの夢を奪い、保護者を塗炭の苦しみに追いやっています。

#### IV) 福島に払われた犠牲、流された血と涙を無駄にしないでください。

この事実と原発の危険性をどのようにしたら一人でも多くの人に、また裁判官の方々に知ってもらえるかと思い悩み2023(令和5)年が暮れたのです。

ところが2024(令和6)年の元日に能登半島大地震がおきました。これは能登半島の人々には甚大な被害をあたえました。また佐田岬半島付け根に伊方原発がある愛媛県と多くの国民に原発の危険なこと、3・11をよみがえらせたのではないのでしょうか。

東京電力福島第一原発事故の悲惨な事実は、多くの人が今も苦しみ故郷を失い、青年たちは夢を奪われている事実の根源を考えてください。

それは、今のことしか考えない、自分のことしか考えない、お金のことしか考えない愚かな施策の結果と言えるのではないのでしょうか。最大に価値あるものは、ご存知のように一人の人格権です。それは地球より重いのです。原発によってこれ以上血と涙が流されないために司法判断を下して下さることを切にお願いし、私の陳述を終わらせていただきます。

まことにありがとうございました。

## 意見陳述書

2024年6月18日

原告 大野恭子

元日の能登半島地震に恐れおののいた年明けでした。

もしも「珠洲原発」が動いていたら、志賀原発が福島原発事故以後、13年間動かされず燃料プールが冷えていなかったらと思うと、本当に身の毛がよだつ思いがします。半島はおろか、日本海は「死の海」となりたくさんの人々の被曝は間違いなかったのです。

そして、このことで同じ半島の、瀬戸内海と宇和海が左右に同時に見える、能登半島よりもずっと細い佐田岬半島の根っこに建つ伊方原発の存在が、ぴったりと重なって見えるのです。

私は、1978年提訴の第一次伊方裁判の、国を相手取った2号炉設置許可取り消し訴訟では1987年の第32回弁論頃から2000年12月の判決まで支援者として、そして、この伊方訴訟第40回口頭弁論までは原告として、合わせて26年間裁判所に通ってきました。

第一次伊方裁判では、「子孫に禍根を残さないため」と、まさに私どものために闘い続けてくださっていた原告の皆さんが恐れ予言しておられたことが裁判中に次々と現実となっていきました。

1979年スリーマイル島原発事故で炉心溶融、1981年イスラエルが建設中のイラクの原発をテロ攻撃、1986年4月チェルノブイリ原発事故、1988年米軍ヘリコプターが伊方原発から800mのみかん山に墜落し米兵7人死亡など。

1986年2月、第25回口頭弁論で原告が、「中央構造線について、活断層調査をすべき」と主張しましたが取り上げられず、1995年阪神淡路大震災が起きました。未知の活断層の存在が露になったのです。

そして、1996年愛媛新聞社発行の「えひめ雑誌」に岡村眞高知大学教授（当時）は、音波探査とピストンコアにより伊方原発敷地沖を含め、伊予市沖から佐田岬半島の三崎町二名津沖までの約65kmで、雁行断層状に、平均3.2kmから4.9kmの断層が明らかになったと発表され、ついに国側証人が伊方原発沖の活断層を認め、四国電力も認めざるを得なくなりました。このことは国や四国電力がうろたえたばかりでなく、社会にも大きな衝撃を与えました。

また、この前年、1995年12月8日、第一次伊方裁判、2号炉第56回弁論での広島大学名誉教授の小島丈児証人の原告側の主尋問を思い出します。小島先生は、そのとき79歳でいらっしゃいましたが、日本国内は勿論、北欧やドイツなど海外の変成岩地帯を30年に亘って踏破してこられ、「日本の地質学の父」といわれた方です。四国の三波川帯全域も何度も歩いて把握しておられ、佐田岬半島の伊方原発の敷地も1976年11月、1号炉裁判の時、伊方2号炉の建設中に基盤の鑑定の為、掘削され地盤を見てこられました。

既にこの時、小島先生は伊方原発沖の活断層に言及されていました。「延々、伊予市から別府市まで120kmに、この活断層が分布している。なお、地質学的な中央構造線は、伊方原発の北側、約

5, 6百mにあり、これは現在活断層とは考えられておらず、それから数km北に活断層が存在している。」と陳述されたのです。

以下は、小島先生の29年も前の弁論での詳しい陳述で明らかにされたことの一部です。

- ①伊方原発敷地の岩盤のほとんどは、玄武岩が地下の高い圧力と高い温度の作用を何百万年も受けて変化した緑色片岩からできている。
- ②片岩の特徴は、雲母のような鱗片状の結晶が平行に並んでいるため剥げ易い。
- ③緑色片岩は大小のレンズ状のブロック（レンズ体）に分離し、それが瓦を重ねたような構造になっている。
- ④こういう構造の片岩が中央構造線の両側の数百mから1kmぐらいの範囲に見られることから、中央構造線に沿って岩盤が動いた際に圧縮力でできたと考えられる。
- ⑤レンズ体の中で滑りやすくなっており、滑り面の傾斜が山腹の傾斜より緩く谷の方に向いているときは、地滑りや岩なだれが起こり易い。伊方2号炉背後の岩盤を調査した結果では、そういう滑りやすい構造になっていた。
- ⑥レンズ体の間に地下水が侵入した状態の所に大地震が起これば、岩盤の滑りが起こり易くなる。原発敷地の岩盤の中には、すでに地下水が回り込んでいる。
- ⑦1596年9月4日に起こった豊後地震。「海水が遠く引き去り、海底があらわれた。のち大津波がきて別府湾沿岸は被害を受けた。沖ノ浜に高さ4mの波が襲い、全てのものを流し去る」という記録（宇佐美龍夫編「日本被害地震総覧」）がある。津波が襲ってきたときに、果たして伊方原発のいろいろな施設や電気系統が大丈夫なのか、地震の際の津波の危険についても評価すべき。

等々と、伊方原発沖の活断層の存在と地盤の危険性を明確に述べられたのでした。

この証言は大地震が起きたら、伊方原発は地割れにより地盤と共に海に向かって雪崩れ込むということの意味しているのではないのでしょうか。

また、国の地震調査委員を務めた元東京大学准教授郡司嘉宣氏が2012年の古文書や伝承調査の結果から、1596年9月1日に起きた中央構造線を震源とする慶長地震が、愛媛から大分にかけて約170kmで起きた巨大な地震だった可能性があるとし、当時伊方原発周辺は震度6強～7の、そして10～15mの津波が襲った可能性がある、四国電力が伊方原発周辺の津波の高さを4.25mと想定していることは調査と「整合しない」、と揺れの強さも含めて疑問視しているのです。中央構造線での地震は数百年単位での再発の恐れが極めて高いとし、原発立地は危険との考えを示しました。

もともと伊方原発は伊方原発北側の伊予灘に存在する断層について、「地層は乱れているが、安定している。活断層はない」ことが前提となり建てられました。

国と四国電力は、伊方原発は「強固な岩盤に建っている」と今も言い続け、盛んにテレビや新聞、冊子で宣伝しています。佐田岬半島の地盤の、海辺のどこでも見られるミルフィーユ状の薄く重なる緑色片岩、強くたたくと崩れるので、私たち素人からしてもそのことは真っ赤な嘘と言わざるを得ないのです。

伊方町の集落の家々は海辺か山肌に建ち、この地特有の美しい緑色片岩で土留めをしたり、庭の装飾に使ったりしています。そして、狭い路地のいたるところに「土砂崩れ危険」を意味する立て

札が立っています。

今、国の地震調査研究推進本部の中央構造線の地震予測は M8.0 もしくはそれ以上となっています。伊方原発も震源域に入る南海トラフ巨大地震の地震被害想定はマグニチュード 9.0 で津波や火災などで死者約 16,000 人、建物の全壊・焼失は約 244,000 棟に上るといいます。福島原発事故時以上の大きな地震震度を想定し、たくさんの人が死に建物が倒壊しても何故伊方原発だけは大丈夫と、国も四国電力もいのでしょうか。

伊方原発の基準地震動は 650 ガル、能登半島地震は珠洲市を震源とし M7.6 で震度 7、地表面での最大加速度は 2828 ガル。そしてそれを記録した地は震央の近傍ではなく、約 60 km 南西に遠く離れた志賀町の地震計なのです。珠洲市から志賀町の間海岸線が約 90 km にわたって隆起し、海底から地盤が持ち上がっています。

何度でも四国電力に問います。何故、どんな大きな地震や津波がきても、伊方原発だけは大丈夫と言えるのか、立証してください。今年 4 月の豊後地震の M6.4 でも本当に恐ろしい思いをしました。M6 から M8 となるだけで、地震エネルギーの大きさは 1000 倍になるそうです。M9 では一体何倍になるのでしょうか？

中央構造線を正確に把握するために、海域での 3 次元地下探査をしてください。資源探査では常識となっているという探査を、なぜそのようにかたくなにしようとししないのですか。私達消費者に説明する製造者責任があるはずです。今年、最高の利益を出したという貴社にとって、財源を理由にはできないはずです。

1992 年、伊方 1 号炉裁判での最高裁判決で、

\* 規制基準自体が合理的で、規制基準の適用も合理的であることを被告が立証できなかった場合には、住民側が勝訴する。

\* 規制基準の合理性や規制基準の合理性の判断基準は最新の地震学に依るべきである。したがって、原子力規制委員会が規制基準の適用を間違ったり、審査を怠ったりすれば被告（国または電力会社）が負けることになる、と判決文に書かれているそうです。

であるならば、何故新しい知見を原告が示したのに、1 号炉も 2 号炉も敗訴となったのか。原子力規制委員会が電力会社の言い分を検証することなく鵜呑みにする愚を犯したと思いたくはありませんし、同様に続く今までの住民敗訴とした裁判官も同じとは思いたくないのです。

1 号炉訴訟の原告の多くの方が無念のうちに鬼籍に入られましたが、過日久しぶりに第一次伊方原発訴訟の原告の 5 人の方々にお会いする機会を得ました。その時に友人が、「福島原発事故、どのように思われていますか。」とお聞きしました。「わたらの伊方裁判で勝つとればなあ。こんな事故は起こらなかったと思う。想定外？何を言よんぞ！と思った。」と押し殺したお声で言われました。人生のほとんどを、伊方原発の反対運動に費やしてこられた方々の万感の思いがこもっていました。国と電力会社は、活断層地震を「想定外」ではなく「想定しなかった」のです。

2000 年結審の第 1 次伊方裁判、国側証人が伊方原発沖の活断層を認め、四国電力も認めるに至ったのですから、国が定める原発の立地審査基準「災害を拡大するような事象がないこと」に違反しているのだから勝訴しかない、と原告団は確信していましたが、豊永多門裁判長は 2000 年 12 月 15 日、敗訴を言い渡したのです。不条理な合理性のない判決であり、それがまさに活断層の危

険が予見されていた福島原発の取り返しのつかない事故を起こしたのではないのでしょうか。

伊方原発の1、2号機の建設に際して想定された最大の地震動は200ガルだったのですが、建設から20年近く経って、阪神淡路大震災が起き、改めて大型コンピュータで計算してみると、耐震補強工事をしたわけではないのですが、実は、473ガルの地震動にも耐えられる最新の3号機と同じくらい頑丈な建造物だったとなりました。それから、3.11当時は570ガルになり、今は650ガルだから大丈夫、なんなら県知事が要求する1000ガルもホントは大丈夫だよ、と四国電力はいつているのです。このように計算方法次第ではどんどん耐震性が強化される魔法のような机上の空論の上に私たちの命は置かれています。

伊方原発が大地震に見舞われたら、地盤が動き、また津波で海水を取り込めなくなり、原子炉を冷やせない、四国山脈に連なる送電網も絶たれる、長期停電ブラックアウトにより機器は全て動かなくなるとしたら、炉心溶融しかありません。

また、プルサーマル発電の伊方原発3号炉です。ウランばかりでなく、プルトニウム燃料を多く含み大量の放射性物質を抱きかかえた原発です。国内の全ての原発の中で、唯一閉鎖性水域に建つ原発です。事故が起きれば、私達を生み育ててくれた瀬戸内海はまさに毒壺、「死の海」となります。

伊方原発の地図の上に福島原発事故の際の250km圏内まで広がった放射能汚染図を重ねてみると、風向きによりますが、四国はほぼ全域に重なります。私の住む松山市は勿論高濃度の汚染地になります。福島原発事故時には千葉県も高濃度に汚染されました。チェルノブイリ原発事故の時、8000km離れた日本でも母乳から放射能が検出されたのですから当然のことです。

それなのに、原子力災害時の避難計画は、30km圏にしかないのです。避難計画の非現実性は能登半島地震ではっきりと証明されました。曰く、30km圏外から協定を結んでいるバス会社や運送会社が避難する人を迎えに来る？避難路は寸断されてますよ、5km圏外は屋内待避？家屋は倒壊してます、フェリーが迎えに来る？壊れた港は使えません、といたくなくなる、空想すら全くできない話です。どうか佐田岬半島の人々を見捨てないでください！

私は、現在、障がい者支援施設である社会福祉法人の理事長をしております。松山の西の端、伊方原発から50kmの所に施設はあります。30人の入居者と20人ほどの毎日通ってこられる方々がおられます。ほとんどの方は重度の身体障がいを持ち自立した動きがとれず、発語も困難で、精神障がいや知的障がいの重複障がいもあり、医療的ケアの必要な方も多いのです。

2020年7月7日、施設のすぐそばにある一級河川の重信川が豪雨により越水の危機にありました。この時、私方から北条という20kmほどの所にある同じ障がい者の施設が受け入れを許してください、午前、1時間かけて全員福祉車両に乗車し、約1時間かけて全員で避難させていただくことができました。結局、恐怖と不安の中、夕方には水位が下がり、数名の方々が体調を崩されましたが施設に帰ることができました。

私は、今回の件で障がいのある人が避難する大変さを身をもって実感することになりました。ましてや、これが突然の伊方原発事故ならどうでしょうか。私どもの施設は伊方原発から50kmの所ですので、福島原発事故で全村民避難となり、現在居住困難地域もある飯館村と同じ距離です。



国は福島原発事故後、原子力災害対策指針を改定しました。その指針では、原発から5 km圏は大事故発生後すぐに避難する一方、5~30 km圏は、放射能の値が毎時500  $\mu$  Sv（マイクロシーベルト）に達するまで屋内退避をするように求めています。一斉に避難することによる交通渋滞を防ぐ狙いです。

毎時500  $\mu$  Svというのは、事故時に福島第一原発5 km圏外では計測されなかったほどの高い値です。ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告では、一般人が1年間に被ばくする人工の放射線は、1 mSv（ミリシーベルト）以下であることとなっています。1ミリシーベルトは1000マイクロシーベルトですので、毎時500マイクロシーベルトというのは、0.5ミリシーベルトですから、たったの2時間で年間の被ばく限度を超えることになります。

この指針に沿って、国は原発の過酷事故の際、住民の避難計画を策定するよう愛媛県に通達を出し、愛媛県は県下の伊方原発半径30 km圏の自治体に避難計画の運用を指示しました。国は自治体に丸投げなのです。

このことから以下のような通達がきたのです。障がい者支援施設は愛媛県下に10施設ありますが、30 km圏には唯一、伊方原発から22 kmの所に「大洲ホーム」という入所定員50名の施設があります。伊方原発事故の際には、残りの9施設は、自分の身の安全を守りながら大洲ホームの救援に当たるべし、というものです。私方の施設には4名の大洲ホームの方の救助が割り当てられています。ということで、職員が大洲ホームに出かけ、原発事故の際の避難訓練に参加したりもしました。

理事長としての私の任務は、まず私どもの利用者をお守りせねばなりません。そして、職員とその家族の健康も守らねばなりません。原発に向かって、しかも高濃度に放射能汚染された地域に救助に行くよう、職員に業務命令が出せるのか・・・とって、困っている人を見殺しにできるのか・・・悩みました。

そして、私が最終的に職員に伝えたことは、「災害時には、まず自分と家族の命を優先してほしい」ということでした。それは、誰も責められるべき選択ではないということを伝えておきたかったのです。私自身は公的責任の放棄という罰を受けても致し方ないと思っています。

しかし冷静に考えれば、伊方原発が事故を起こせば、私達は助けに行くどころか避難せねばならないのです。一時的にではなく、障がい者30人を長期にわたって受け入れてくれるところなどありません。松山市の避難計画に私ども市民が避難することなど想定されていないのです。結局、被ばく覚悟で施設に住み続けるしかないでしょう。海も山も汚染された中で、汚染された空気を吸い、汚染された食物を食べるしかないのです。

福島原発事故の際、高濃度放射能汚染地ということで立ち入りを制限され、地震や津波の多くの被災者の方々が救助を制限され放置され亡くなりました。逃げることのできない高齢者や病人、障がい者が「10日間は生きていた」ということもあったという事実が身に迫ります。

そして、少々遠くに逃げたとしても誰もその後の保証はしてくれないことは、福島原発事故後の国の棄民政策と東京電力が避難住宅から出られない避難者を逆に訴えるといった今の振る舞いからも明らかです。

大人の責任で守らねばならないはずの福島の子供たちの甲状腺がんの増加が放射能によるもの

という因果関係を、東京電力ばかりでなく国も認めないのです。先日、事故当時幼かった7人の若者が、甲状腺がんの再発や放射線治療を受けながら東京電力を提訴しました。彼らに強いたむごい「勇気」の前に言葉もありません。私たちが憲法で守られるはずの基本的な人権、生存権、幸福の追求権は有名無実なのではないでしょうか。

政府は先日、「GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議」を再始動し、人工知能(AI)開発拠点や半導体関連企業の投資呼び込みに向け、電力供給の拡充策を本格検討する方針を固めたそうです。なぜなら、生成AIの普及に伴うデータセンターの運用や、半導体生産には大量の電力を必要とするからとか。国内外の企業が多額の投資を呼び込むためには原発の再稼働や石炭火力発電所の増設を進める必要があるとのこと。地球環境を守ろうという世界の潮流、常識に反していません。

この政策は、かけがえのない私達の命・生活よりも目先の産業界の利益を優先していると思えないのです。

もはや戦時中であるかの如く防衛を煽り多額の税金を注入しながらも、標的として最も危険な原発の存在を議論することはないのです。昨今、四国でも九州でも自衛隊配備や弾薬庫の強化がされており、伊方や九州の原発が標的にされ攻撃されると瀬戸内海ばかりでなく西日本は壊滅状態となります。

平和のうちに自分の国で育てた食物を食べ、近くの海の魚を食べるという安心は基本的な国の在り方、まさに国が目指すべき姿であり、そこに国富があるのではないのでしょうか。

汚染水を駄々洩れにして世界中に迷惑をかけるという、合理性も倫理感もない、次の世代へ顔向けできない、未来を脅かす原発を動かすという国策。チェルノブイリ原発事故、福島原発事故も含め、原爆、核実験など取り返しのつかない人間が生み出した核の脅威の中で、累々と積み上げられてきた屍の数と悲しみと怒りの上に今があります。私達はこれ以上、不作為の罪を犯してはならぬと思います。私達はこれ以上、歴史の犯罪者になりたくはないのです。

この裁判は単なるエネルギーや一企業の利益の問題ではなく、どうすれば生きとし生けるものが命を全うできるのか、また生きられる環境が守られるのか、私達や国がいかなる選択をすれば人権が守られ、人としての尊厳が守られるのかということ希求する裁判である、というのが伊方原発をとめたいと願う私達1502人の原告の思いです。

私達の命と未来を守ってくれるのは、憲法第九九条に誓って、「司法は未来を守り人権を守る最後の砦」であると信じ、この13年間を過ごしてきました。福島原発事故と同じ悲しみと涙の過ちを起こさぬ判決を切にお願い致します。

2024年6月18日

## 意見陳述書

弁護士 薦 田 伸 夫

1. 2011年12月8日の一次提訴以来、約1年半が経過しました。  
弁論終結にあたり、弁護団を代表して、意見を述べたいと思います。
2. 本年1月1日、能登半島地震が発生しました。能登半島北部沿岸の150kmの活断層が動き、陸側が隆起する逆断層型の地震で、マグニチュードは7.6、能登半島北端に位置する珠洲市が震源とされています。また、最大約4mも隆起したことが報告されています。
3. 1月22日の朝日新聞の「声」欄に、次の投稿がありました。富山県に住む65歳の短大教員の投稿です。

マグニチュード7.6の地震が元日、能登半島を襲った。報道で惨状を見るにつ

け、震源に近い石川県珠洲市に原発建設の予定があったことを思い出す。東日

本大震災では、地震と大津波が福島原発の重大事故につながった。

中部、関西、北陸の3電力が珠洲原発構想を発表したのは1976年。複数の原

子炉の建設や運営を行う計画だった。マグニチュード7.6の地震のエネルギー

は、いずれもマグニチュード7.3だった阪神・淡路大震災と熊本地震の本震よ

り数倍大きい。珠洲原発があったら安全システムは正常に働いたろうか？今

回の震源からは離れているが、能登半島西側で停止中の志賀原発でも変圧器の

トラブルなどが起きた。

珠洲原発計画は2003年に凍結されたが、珠洲市はもめにもめた。89年には反

対派が市長に面会を求め、市役所に約40日座り込んだ。93年の市長選は推進

派候補が当選したが、最高裁は選挙の管理執行が杜撰だとして96年に選挙を

無効とした。かつては原発に安全神話があったが、今となっては命懸けで反対

した人たちに感謝しなければならない。

4. 珠洲市の泉谷満寿裕<sup>いずみやま すひろ</sup>市長は、1月2日、福井県の災害対策本部会議で、「市内の6000世帯のうち9割が全壊またはほぼ全壊だ」「壊滅的な被害。建っている家がほとんどない。道路が寸断されており、支援物資を届けるのが困難だ」と述べています。逆断層型の地震により、上盤効果もあって、珠洲市は壊滅的な被害を受けたのです。  
仮に、この珠洲市に、珠洲原発が立地していたとしたら、珠洲原発の重大事故(シビアアクシデント)が避けられなかったであろうことは衆目の一致するところではないでしょうか。珠洲原発は、100万キロワット級の原発に換算すれば10機分の1000万kWの原発の立地を予定していました。予定通り立地していたら、日本は壊滅していたのではないのでしょうか。
5. マグニチュードが1増えると地震の規模は約32倍となり、マグニチュードが2増えると約1000倍となります。対数なので、このようになるのですが、神戸や熊本のマグニチュード7.3に対し、能登半島地震のマグニチュード7.6は5~6倍の大きな地震だったとされています。これまでに知られている最大の内陸地殻内地震は明治24年に発生したマグニチュード8.0の濃尾地震です。能登半島地震は、濃尾地震に次ぐ2番目に大きな地震とされていますが、濃尾地震は、能登半島地震の十数倍の規模の地震になると思います。
6. 伊方原発直近にある中央構造線の地震について、四国電力は480kmの連動を想定しており、また、愛媛県も四国電力も濃尾地震と同じマグニチュード8.0を想定しています。松田時彦教授によれば、中央構造線は、「濃尾地震をはるかに超える巨大地震を起こす能力を秘めています」(甲12・130頁)。
7. その中央構造線が活断層であることを明らかにした、高知大学の岡村眞教授が、右横ずれ断層であると同時に南傾斜の逆断層である危険性を指摘しているにもかかわらず、四国電力は、三次元探査も大容量のエアガン探査も行わないまま、逆断層ではないとして、逆断層の場合の危険を全く検討しておりませ

ん。

8. 珠洲原発は計画段階で凍結され、実際には建設されなかったもので、能登半島地震の際、珠洲原発は存在せず、重大事故を起こすことはありませんでした。しかし、伊方原発は、我が国最大の活断層である中央構造線の直近に現に立地しており、地震が発生したら、伊方原発が重大事故を起こす可能性は極めて大であり、岡村教授が指摘した逆断層型の地震であった場合、震源が伊方原発の直下に来る直下型の地震となる上、逆断層の上盤効果により、上盤に立地している伊方原発の重大事故は不可避といわなければなりません。
9. 能登半島地震の際、志賀原発は、活断層から離れていたもので、志賀原発敷地内では震度5強だったとされていますが、その程度の揺れだったにもかかわらず、志賀原発では、基準地震動を超える加速度が計測され、変圧器が油漏れを起こし、外部電源が一部喪失し、非常用発電機が故障し、燃料プールの水がスロッシングにより溢水する等の被害が発生しました。志賀原発は、福島原発と同じ沸騰水型軽水炉であり敷地内活断層が指摘されたため福島原発事故のあった2011年以降長期間運転を停止しており、停止していたから重大事故を免れることが出来たのではないかとされています。
10. これに対し、伊方原発は、我が国最大の活断層である中央構造線の直近で運転されています。中央構造線の地震による伊方原発の揺れは、能登半島地震による志賀原発の揺れよりも桁違いに厳しいものとなることは避けられません。その上、伊方原発の場合、震源からの距離が近いので、地震発生時に、制御棒の挿入が出来ない危険が顕著です。藤原節夫氏の意見書(甲108)によれば、地震波であるP波を検知して制御棒の挿入が完了するまでに2.5秒かかるころ、P波到達後S波が到達するまでの時間は、距離が5kmの場合は0.96秒、距離が8kmの場合は1.53秒しかなく、いずれの場合も、制御棒の挿入が完了する前に本体波であるS波が到達し、核分裂反応が継続している状態で地震動

が直撃することになります。タービン建屋の耐震性能は一般建築物と同じCクラスであり、蒸気発生器とタービンとをつなぐ二次系配管等は破損することを免れず、原子炉の冷却は出来なくなってしまうので、メルトダウン、メルトスルーは避けられません。

11. 「原発と裁判官」(甲 168)という本があり、福島原発事故以前に原発訴訟に関与した裁判官が夫々反省の弁を述べています。

本訴は、地方の小さな裁判所である松山地裁に、合計 1500 人以上の人が、1 人当たり 1 万円の費用を負担し、伊方原発の運転差止を求めた裁判です。本訴は、原告や、原告とはなっていない住民の命や生活が懸かった裁判です。事故が起きてから、裁判官が、反省して済むような裁判ではありません。

12. 司法の使命は弱者救済にあると思います。福島原発事故があり、それを教訓として原発から撤退する国がある中で、当の日本は、未だに原発推進を続けています。2011年3月11日午後7時3分、原子力災害対策特別措置法15条に基づき、福島第一原発に原子力緊急事態宣言が発令されましたが、発令されたまま、未だに解除されておられません。事故を起こした原子炉の内部がどうなっているか分からず、デブリの取り出しはもとより、事故原因の解明も全く見当のつかない状態です。汚染水の発生は続き、タンクが一杯になったと行って海に放出しています。

最終準備書面の結論部分で、被告は、「自然的立地条件を十分に把握し」と主張しています。震源断層に届くような三次元探査も大容量のエアガン探査も行っていないのに、どうして、このようなことが言えるのでしょうか。また、被告は、「放射性物質が環境中へ大量に放出される蓋然性はない」と断言しています。南傾斜の逆断層の上盤効果による危険を複数の専門家が指摘しているのに、どうしてこのようなことが言えるのでしょうか。傲岸不遜とは被告のこのような態度を指すのだと思いますが、傲岸不遜によって被告が破産する

のは自業自得であるものの、私達が道連れにされるのではたまったものではありません。

このような状況下で、原告ら住民が助けを求める先は裁判所しかありません。裁判所は、地震の発生を止めることは出来ませんが、原発の運転は止めることが出来るのです。

裁判所が本来の使命を果たし、明快な運転差止の判決をされることを信じて、私の意見陳述を終えることとします。

御清聴、どうも有り難うございました。

# 伊方原発いらん！ 市駅前アクション

毎月第1水曜日 松山市駅前に集いましょう！



## 伊方原発いらん！ 市駅前アクション

- ◎ 7月 3日 (水曜日) 17:30~
- ◎ 8月 7日 (水曜日) 17:30~
- ◎ 9月 4日 (水曜日) 17:30~

**伊方原発3号機は廃炉に！  
自然エネルギーへの転換を！**

のぼり旗、横断幕、プラカードを持ち、歌やリレートークでの訴え。チラシやリーフレットなどを配り

**核兵器も原発もない世界を！！**  
**「原発回帰」を許さない！！**  
**汚染水の海洋放出は中止を！！**  
**なくせ！原発 いいね！原発ゼロ**



伊方原発をとめる会

松山市中央2丁目23-1、201号

☎ 089-948-9990

mail: ikata-tomeru@nifty.com

http://www.ikata-tomeru.jp/